

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規則
指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

告 示

○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
○ 道路の供用を開始する件

公 告

○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件
○ 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件
○ 福島県病院局
○ 落札者を決定した件二件

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年一月九日

福島県規則第一号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十三年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行仙台支店の項中「宮城県仙台市中央一丁目」を「宮城県仙台市青葉区」に改め、同表株式会社東邦銀行仙台支店の項中「宮城県仙台市宮千代三

福島県知事 内 堀 雅 雄

九 八 七 七 六 六

丁目」を「宮城県仙台市宮城野区」に改め、同表株式会社東邦銀行仙台支店の項の次に次のように加える。

株式会社 東邦銀行仙台南支店	宮城県仙台市太白区	県収入金の収納及び支払
-------------------	-----------	-------------

別表第一株式会社東邦銀行名取支店の項中「宮城県名取市美田園二丁目」を「宮城県名取市杜せきのした」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年一月二十四日から施行する。ただし、別表第一株式会社東邦銀行仙台支店の項、株式会社東邦銀行仙台支店の項及び株式会社東邦銀行名取支店の項の改正規定は、公布の日から施行する。
(出納総務課)

告 示

福島県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成三十年一月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 安田藤次郎 伊藤力男 櫻井香 菅家義男 吉田晴好 高橋龍之輔 今井吉勝 佐藤勇夫 佐藤捨夫 作山一郎 柿沼未喜 蛭田勝義 秋山弘 小野要之助 穂積多門 草野政長 池田一男 中村利一 鉄兼藏 稲村三男 稲村儀一 八島榮 豊田正 綿引信弘 緑川ウメ 緑川仁一 緑川力男 緑川博 緑川好美 緑川幸一 緑川正人 緑川清 緑川由一 緑川直人 緑川良平 緑川隆治 鈴木幸一 鈴木勝美 鈴木好司 鈴木昌次 いわき市田人財産区 緑川兵部 緑川正明 緑川兵部 緑川正明 緑川隆治 緑川力男 緑川進一 緑川力男 緑川好美

二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十九年福島県告示第四百八十一号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二條第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一五号	相馬市中野字寺前二八九番一地从 から 同 市成田字船橋二二一番地先ま で	平成三〇年一月一〇日

(道路計画課)

公 告

公告第四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年一月九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称 表郷土地改良区 退任した役員 氏名	住所
理事 緑川 悦夫	白河市表郷下羽原字五輪割八〇番地
同 高橋 俊一	同 市表郷中野字上ノ原四六番地
同 緑川 守	同 市表郷八幡字上後久保七六番地
同 近藤 博	同 市表郷高木字上宿五一番地
同 吾妻 富善	同 市表郷河東田字屋敷一七番地
同 藤田 裕次	同 市表郷金山字菅辻五一番地

同 薄井 利夫	同 市表郷社田字玉岡二六番地
同 角田 一郎	同 市表郷金山字瀬戸原四三番地
同 角田 明	同 市表郷梁森字石崎一六二番地一
同 市川 太一郎	同 市表郷中寺字屋敷五三番地
同 小山田 定夫	同 市表郷小松字北ノ内二一〇番地
同 根本 建一	同 市表郷番沢字里見一四九番地三
同 穂積 入	同 市表郷番沢字上願三八番地
同 柳路 実	同 市表郷三森字月桜四五番地
同 鈴木 正美	同 市表郷小松字谷地道一一番地
就任した役員	
役別 氏名	住所
理事 緑川 悦夫	白河市表郷下羽原字五輪割八〇番地
同 渡邊 公雄	同 市表郷八幡字上長橋一二六番地
同 穂積 喜和	同 市表郷番沢字硯石三〇番地
同 和知 昭一	同 市表郷堀之内字舟戸二三番地
同 鈴木 博之	同 市表郷番沢字樋ノ口六二番地一
同 鈴木 昇次	同 市表郷金山字大神二九番地
同 沼田 信昭	同 市表郷内松字五斗時三三番地
同 緑川 友幸	同 市表郷梁森字榎内二番地一
同 芳賀 伸一	同 市表郷三森字月桜三七番地
同 高橋 多市	同 市表郷金山字越堀九八番地
同 滝田 国男	同 市表郷深渡戸字森前八六番地
同 鈴木 安男	同 市表郷小松字西町六八番地二
同 緑川 守	同 市表郷八幡字上後久保七六番地
同 根本 三四士	同 市表郷番沢字滝ノ森七六番地
同 鈴木 滋夫	同 市表郷金山字荒屋五番地

(農村計画課)

公告第五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年一月九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称 新地町土地改良区 退任した役員 氏名	住所
理事 加藤 憲郎	相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地
同 菊地 久光	同 郡同 町大字福田字中原一〇番地

同	荒	拓見	同	郡同	町大字福田字十三奉行六三番地の二
同	林一敏	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
同	星新一	宮城県名取市植松四丁目八番二一七号	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地
同	加藤春男	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
同	目黒清明	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
同	水戸嘉一	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
同	荒芳久仁	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
同	渡邊登	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
同	菅野守	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
同	森一馬	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
同	大和田公夫	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
同	渡部和志	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
同	佐藤和男	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
同	寺島信夫	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
同	星光	同	郡同	町大字真弓字水神七八番地	
就任した役員					
役別	氏名	住所			
理事	加藤 憲郎	相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地			
同	遠藤 満	同 郡同 町大字福田字大町二二番地			
同	荒 拓見	同 郡同 町大字福田字十三奉行六三番地の二			
同	熊澤 孝男	同 郡同 町大字真弓字閨崎七一番地			
同	星 新一	宮城県名取市植松四丁目八番二一七号			
同	加藤 春男	相馬郡新地町谷地小屋字館前二 六三番地			
同	目黒 清明	同 郡同 町杉目字飯樋六番地			
同	水戸 嘉一	同 郡同 町谷地小屋字新地八四番地の二			
同	目黒 繁美	同 郡同 町谷地小屋字新地八四番地の三			
同	渡邊 登	同 郡同 町谷地小屋字新地八四番地の四			
同	佐藤 栄	同 郡同 町谷地小屋字新地八四番地の五			
同	森 一馬	同 郡同 町谷地小屋字新地八四番地の六			
同	八卷 和夫	同 郡同 町谷地小屋字新地八四番地の七			
同	渡部 和志	同 郡同 町谷地小屋字新地八四番地の八			
同	佐藤 和男	同 郡同 町谷地小屋字新地八四番地の九			
同	寺島 信夫	同 郡同 町谷地小屋字新地八四番地の十			
同	星光	同 郡同 町谷地小屋字新地八四番地の十一			

(農村計画課)

公告第六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成三十年一月九日
 土地改良区の名称
 会津北部土地改良区
 就任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 猪俣 孝司 喜多方市熱塩加納町熱塩字田仲前丙二六九三番地
 福島県知事 内堀 雅雄
 (農村計画課)

福島県病院局

公告第1号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

平成30年1月9日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
診断機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号
- 5 落札金額
34,992,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年11月7日

(病院経営課)

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

平成30年1月9日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
薬局機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号
- 5 落札金額
39,420,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年11月7日

(病院経営課)